

月例研究会（2013年1月23日）

日本における賃金政策

金子 良事

本報告では戦時賃金統制から1970年代の日本型所得政策までを概観した。ポイントは戦時期、第二次賃金統制で開発された平均賃金による統制という方式が、戦後の公務員の600円ベースなどを通じて賃金水準をめぐる労使交渉の中に取り込まれ、春闘の要求方式として定着し、そのことで賃金決定機構が物価=所得政策を代替したということである。特に本報告では戦時期から金子美雄グループに注目し、それが1975年春闘で労働組合以上に高い賃金要求を掲げながら、労働組合に否定された事実を確認した。本報告は報告者が準備中の賃金の入門書の一部であり、その途中原稿をもとに行われた。

研究会の議論では、報告のタイトルが賃金政策でありながら、日本にはそもそも賃金政策がほとんどないという事実、また現行の賃金政策を網羅していない点（特に最低賃金制度を取り扱っていない）、また、逆に春闘などを取り入れて論じている点などで、総じて全体のポイントが分かりにくいという意見が出された。報告者の意図は賃金統制時代に平均賃金方式が開発され、それが戦後の労使関係に取り込まれたことで、物価=所得政策を代替しており、この点の一貫性を描くことにあった（この意図は分かりやすかったという意見ももう一方であった）。しかし、賃金政策という言葉から受ける印象は様々であり、誤解を与える可能性があるため、賃金決定機構などの名称を利用することに考え直すことにした。

最低賃金については社会的賃金という形から

論じる必要があるため、別に取り扱う必要があると考えていることを説明したが、これと関連して指摘されたのは、この報告で取り扱われているのが中核的労働者で、非正規雇用などの周縁的労働者が対象から漏れるのではないかという重要な論点である。これについては賃金格差の問題として時代ごとに違う内容であることを農工間格差、規模別格差などの具体的な問題に触れながら説明した上で、基本的には指摘の通り中核労働者が重点なのは間違いなく、彼らの賃金交渉とそれが波及することで全体の所得（賃金ではない）が上昇すると信じられていた時代を描くことに一つの目的があると補足した。

その他に、2・1ストの評価に関する質疑を行った。2・1ストは一般にはマッカーサーの命令によって中止されたこと、当時、革命を信じた人々たちにとってはまさに敗北であったことがクローズアップされるが、報告者は実は2・1スト前後に賃金交渉が行われていたことに注目し、1,600円ベースを勝ち取った意義を強調した。ストライキを実際に打たなくても交渉力になり得ることを確認するとともに、同時に専門委員が活躍したことも指摘した。これは政治的評価以外にも経済的評価など複眼的思考で見る必要を示唆している。

本報告では賃金政策と賃金交渉（ないし賃金決定機構）の関係をトータルに描くという方向が必ずしも成功しなかったかもしれない。報告者は労使を対立に捉える視点のみならず、それを包括的に捉える視点を打ち出したかったが、その点は議論にならなかった。具体的には、生産性基準原理（経営側）と逆生産性基準原理（組合側）のロジックを作ったのがともに佐々木孝男であったことを指摘したが、注目されなかった。原理（ないし理論）的な部分と事実の提示の仕方のバランスも再考したい。

（かねこ・りょうじ 法政大学大原社会問題研究所・兼任研究員）